平成２１年（フ）第４９６号
石川県かほく市宇野気リ38番地
債務者　木村　健一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５０４号
金沢市八日市１丁目300番地、従前の住所金沢市矢木３丁目207番地１
債務者　林　　峰人
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５１０号
金沢市松島２丁目78番地　ヴィラ松島502号室、従前の住所石川県白山市木津町64番地１
債務者　岩倉　正典
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５４０号
石川県白山市富光寺町256番地、従前の住所石川県白山市鶴来桑島町153番地
債務者　岩木　秀憲
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５４６号
金沢市材木町28番８号
債務者　東海　　修
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５５４号
石川県石川郡野々市町字三納586番地　ベルビューＮ―201号室
債務者　齋藤　真紀
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３０２号
長野県東筑摩郡波田町9141番地18
債務者　須藤　　光
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３０３号
長野県東筑摩郡波田町9141番地18
債務者　須藤　未樹
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２９１５号
名古屋市天白区池見１丁目147番地　ブラウンハイツ101号
債務者　近藤　　武
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７０号
愛知県豊橋市江島町48番地２　ハイツ藤102号
債務者　田中健一こと　金　　健一
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２３７号
愛知県豊橋市富士見台４丁目22番地10―Ａ―101
債務者　伊藤　光喜
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３００号
愛知県豊橋市富士見台４丁目22番地10―Ａ―101
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第１８４５号
大阪府羽曳野市古市３丁目３番９号
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１２７号
大阪府大阪狭山市茱萸木４丁目392番地の７
債務者　垣田　繁子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２９４号
堺市堺区柏木町２丁４番20号
債務者　橋本　信子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４０６号
堺市中区土師町２丁34番10―101号
債務者　村尾　彰一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４４６号
大阪府河内長野市汐の宮町21番11号
債務者　宮崎　葉子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係